

日本国憲法の道か、安倍流改憲の道か

石川康宏(神戸女学院大学教授) 憲法会議での講演より抜粋 2015年

安倍・自民党がつくりたい日本

自民党は改憲政党－2010年新綱領

憲法違反のひどい戦争法(安保法制)を無理やり通した安倍自民党は、いったいどういう日本をつくらうとしているのか。まずは「安倍流改憲の道」が示す日本社会についてです。

自民党は2010年に綱領を変えました。なぜ変えたのか？ きっかけは2009年の政権転落です。安倍、福田、麻生内閣と続き、すでに自民党はボロボロでした。その上での政権転落で、自民党議員の中には民主への鞍替えに動こうとする者もたくさん出ました。しかし財界がこれにブレーキをかけます。経済同友会などは、選挙当日に“自民党再生”の号令をかけました。財界はそれまでに2大政党制づくりの努力をしていますが、民主党の育ち具合はまだ十分なものではありませんでした。当時の財界通信簿でも、自民党と民主党の評価にはかなりの落差が残っていました。そこで、“そんな民主党に政権をまかせるわけにはいかない。自民党よ、タガをしめ直せ”としたのです。

これをきっかけとした党内議論の結果、つくられたのがこの新しい綱領です。前文で「我が党は…日本らしい日本の保守主義を政治理念として再出発したい」と述べています。「日本らしい日本の保守主義」というのは何とでも読める文章ですが、その内容は、二年後の改憲案ではっきりします。先回りしておけば、これは天皇が絶対権力者だった戦前の政治を再びつくるということです。あとで改憲案の内容を見て確かめましょう。

「新憲法制定」が第一の政策

さらに「我が党の政策の基本的考えは次による」として、新綱領は第一に「新憲法の制定」を掲げています。若い人から“自民党とはどのような政党ですか”と聞かれた時に、「財界いいなりで、アメリカいいなりで……」と最初にいろいろ言う必要はありません。「改憲のための政党だ」というのが100点満点の答えです。

今の自民党が一番やりたいと思っているのが改憲です。それは「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法」にするというものです。「日本らしい日本」というのは天皇を権力者とする国の形、「世界に貢献できる」はもちろん軍事力を用いてということ。そのために「一國平和主義的観念論を排す」、つまり9条を変えろと言っています。

さらに「自助自立する個人を尊重する」とも言っています。よくこんな日本語を考えたと思います。「自助自立」できない個人は尊重しない社会を目指すということ。そんな社会で国民はどう生きていけばよいのか。そこは“家族で抱き合え”というわけ。自己責任論、家族責任論ということ。この綱領をつくることによって、自民党は明らかに、全体として右に一步ズレました。

政治路線の右傾化です。復古主義の色彩をさらに強め、人権軽視の立場をさらに深めました。

ですから、かつての自民党の大幹部から“いまの自民党はおかしい、ついていけない”という声が出てきます。河野洋平さん（元自民党総裁）に至っては、「右翼政治みたいな気がする」（2月24日名古屋での講演）とまで言いました。

これは、私たちが手をつなぐことのできる相手の広がり大きな変化を意味しています。右翼政治にブレーキをかけるということでは、これらの人とも手をつなぐことができるわけで、各種の取り組みの中に、そうした問題意識をしっかりと貫いていく必要があります。

2012年自民党「日本国憲法改正草案」

天皇を頂点に戴く独裁政治を

さて天皇中心の国をめざすと、現在の自民党の政治理念を紹介しましたが、これを自民党の改憲案に沿ってみていきます。

前文に改憲の目的が明示されています。「日本国は、長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」、「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」。

アメリカとともに戦争することが最大の目的ではない、財界いいなりの度合いを深めることが中心の目的ではない。一番やりたいことは、天皇を頂点に据える国家をつくり、これを孫子の代へとつなげていくことこそ目的だということです。「戴く」というのは、頭の上に置くということです。国民はみな平等というのはやめにして、天皇を庶民とは別格、下々とは別格の権威・権力をもった存在として、そこに国民が従う社会づくりをしたいということです。

天皇を頂点に置くというのは、具体的にはどういうことか。改憲案の中から2カ所を紹介します。一つは、第1条の「天皇は日本国の元首」です。元首というのは国家を対外的に代表する人です。主権在民のルールに従えば、それは国民が選ぶべきものでなければなりません。では、この憲法の下では、私たち有権者の下に「第一回・国民的天皇選挙の投票」を求めるハガキが届くのか。あるいは、私たちもまた天皇に立候補してよいのか。それはダメだということです。天皇は遡れば「神」につながる万世一系の存在だということです。

つまり私たちは、主権者ですよといわれながらも、自分たちの代表さえ選ぶ権利のない、形だけの主権者にされるということです。民主主義、万人の平等めざして進んできた人類の歴史に対する大きな逆行です。復古です。

憲法尊重擁護義務から天皇を削除

もう一つ、改憲案は102条に「憲法尊重擁護義務」をさだめていますが、そこからは天皇と摂政が外されます。

ご承知のように、憲法は権力による国民への命令ではなく、国民による権力者への命令です。それが立憲主義の根本にある考え方です。その出来は歴史の中に明らかです。王様が武力で支配したかつての封建制の社会を倒し、万人は平等だ、市民の民主主義が必要だというブルジョア革命が起こされます。血を流しての政治体制の転換です。その過程で、新しい政治の内容を示したフランス人権宣言やアメリカ独立宣言のような「憲法」が作られる。そして、その後で、その憲法を実行するための政府が作られます。ですから、大統領が誰であれ、首相が誰であれ、政治権力はいつでも憲法を実現するための権力となるわけです。立憲主義はこうした関係が生まれた近代政治の根本原理でした。

ですから自民党であれ、共産党であれ、公明党であれ、どの政党の誰が政権を担当しても、その政権は日本国憲法を指針に、その理想をかなえるための政治を行わなければなりません。そこで憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされています。

ところが改憲案はここから天皇と摂政をはずすというのです。摂政というのは、天皇が幼いとか病弱などの理由で、その代理として政治を行う者のことです。さて、そうすると天皇は国の元首でありながら、なおかつ憲法尊重擁護の義務をもたない者となっていきます。憲法が、最高権力者をきびしく縛ることができないとなると、これはもう近代の民主政治の枠を超えてしまいます。通常日本語では、こうした存在は独裁者といわれるのではないのでしょうか。

あからさまな「神の国」・靖国派内閣

そうした国づくりがしたくて仕方がないという人たちが、安倍内閣の大臣たちに集まっています。2012年12月に成立した安倍内閣は、2014年9月、2015年10月と内閣改造を行ってきましたが、どの内閣にあってもこうした右派の議員が多数をしめました。「日本会議国会議員懇談会」に所属する大臣の占有率は、68.4%から84.2%へ、60.0%へと変遷しています。「神道政治連盟国会議員懇談会」は84.2%から94.7%、85.0%、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」は78.9%から84.2%、65.0%です。だから、安倍さんのことを止める人がいない。内閣全体が「オール右派」内閣になっているからです。

「神道政治連盟」についてですが、戦時中には、天皇は天照大神の子孫だとされていました。昭和天皇は、それが人間の姿をとってこの世にあらわれた現人神である。したがって天皇の意志は神の意志であり、天皇の政治は神の政治である。誰もこれに逆らってはいけない。「天皇は神聖にして侵すべからず」（大日本帝国憲法第3条）とされました。日本はそもそもそうした神の導きによる政治が行われるべき国であり、そうした政治にもどすべきである。そういう考え方を根本にもった人たちです

時代錯誤も甚だしいのですが、残念ながら日本の21世紀では、こんな人たちが大臣の多数を占めているわけです。復古主義、靖国史観というその思想の根強さを軽視してはいけません。

憲法の尊重語る天皇に反して

ここで一言付け加えておかなければならないことは、今の天皇はそんな馬鹿な国づくりを望んでいるわけではないということです。天皇が時々公表する「おことば」ですが、みなさんは宮内庁のホームページを見たことはないでしょうか。過去の「おことば」も読むことができます。読んでみるとわかることですが、天皇はたびたび“私は日本国憲法の定めに基づいて天皇としての役割を果たしてまいります”という趣旨の言葉を繰り返しています。

2014年7月1日には内閣が集団的自衛権容認の閣議決定をしましたが、その翌月、8月15日の終戦記念日の発言の中でも、“戦後日本にとって最も大事な教訓は戦争をしないことだ”と述べました。それが最大の教訓だといったのです。さらに、今年は安倍さんが戦後70年の安倍談話を出すとしたわけですが、正月の「おことば」では“満州事件以来の日本の歴史を国民のみなさん、もう一度振り返ろう”と述べました。

つまり安倍さんたちの言う「美しい国」論は、天皇ならだれでも大好きというのではないのです。超越した独裁的な個人としての天皇がいて、その人が「右」と言えば一億人が右を向き、「左」と言えば一億人が左を向くような、そうした精神的に統一した国の形、それを「美しい」と言っているのです。安倍さんにとって必要なのはそういう絶対的な権力者としての天皇です。ますます時代錯誤です。

消える不戦、「国防軍」の設置とその任務

改憲案ですが、「戦争をする」という進路を選択したわけですから、日本国憲法にある戦争をしないという趣旨の文章はすべてなくなります。前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」は、もちろん削除です。だって戦争する国にしたいのですから。それから、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」も削除です。そんな権利を認めていたら、ミサイルを撃ち込むことができませんから。我々はアメリカと一緒に、ともかくアメリカがおっしゃるところを攻めに行くといっているわけで、そこに「恐怖と欠乏」を生み出すのですから。

これは安倍さんが一人で考えた改憲案ではありません。伊吹文明さん（衆議院議員）等が中心になって、集団的に検討されて作られた改憲案です。安倍さんの改憲案ではなく、自民党全体の改憲案です。

9条はどうするのか？「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」は、もちろん削除です。交戦できる国にしたいのですから。そして自衛隊は国防軍に名前を変えます。国防軍の任務について、第9条2の第3項はこう書いています。「国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」。第一項は、外からの攻撃によって独立が侵害されることへの対処です。それに対して国防軍が抵抗するという限りでは、国民の多くは賛成ということになるでしょう。

しかしこの項には、その他に任務が二つ書かれています。一つは「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」です。これが集団的自衛権の行使につながる部分です。内容はもう繰り返しません。

「公益及び公の秩序」と国防軍

もう一つ、ここに重要な指摘があるのです。「公の秩序を守るための活動」です。「公の秩序」についてはどこにも定義がありませんが、予想されるのは「天皇を頂点としたこの国のかたち」ということです。そういう独裁的な政治体制を覆そうとするものが出てきたときには、「国防軍」が出てくるというのです。体制を覆そうとするものはどこから出てくるのか？ 海外からではありません。海外からの侵害には第1項の任務で対応できます。では、一体どこからなのか？ 国内です。かつての侵略戦争の時代にも、「侵略戦争反対≒植民地を解放せよ≒天皇制反対」という声がありました。それをこの国の政府は、力づくで叩き潰しました。共産党員、民主主義者、宗教者など、いろんな人が捕えられ、牢屋に放り込まれて、殺されました。ようするにその焼き直しです。「公の秩序」を守るために軍隊を使う。この改憲案には「内乱」という言葉も出てきます。それは後で紹介します。

第21条は、「集会・結社・表現の自由」についてですが、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」となっています。さて「憲法会議」はどうなるのでしょうか？

「もういいや、日本国憲法は昔のものだ。自民党が決めた新しい憲法で行くしかない」。そのように考え方を転換する人は、たぶん昨日までとそう変わらぬ生活をする事ができるでしょう。しかし「子どもや孫が、再び軍国主義の教育で洗脳され、戦場に送り込まれるなど許されない」。そのように主張する人は憲法違反の存在となり、国賊となります。もう家には帰れません。治安警察が待ち構えていますから。みなさんは、もう二度と家族に会うこともできず、つばの広い帽子を目深に披って、顔を隠しながら大きなビルの陰から陰へ歩きまわる「地下活動家」になるのです。

このように、自民党の改憲案は、大日本帝国憲法だけでなく、治安維持法の要素も広く含めたものとなっています。こうした改憲案を作った政党が、この国の政権を担っているというのですから、これはとても恐ろしいことです。

緊急事態条項で「内乱」を鎮圧

第9章は丸ごと新設です。いまの憲法にはありません。緊急事態の宣言、つまりなにかこの国に大事が起こった瞬間には、「国民よ、いまからあらゆる法律をストップする。この期間、国民はすべて国家権力の言うことを聞け」ということを宣言し、実際にそのとおりの運営をするというのです。普通の日本語で言えば「戒厳令」を敷くということです。民主主義の熟していない軍事独裁政権の下で行われるような事態です。戦前の2・26事件を想起される方もおられるかもしれません。

改憲案の第98条はこうなっています。「内閣総理大臣は、我が国に対する外部から

の武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」。

どういう時に宣言するのか。一つは戦争の時、もう一つは大規模な自然災害の時、もう一つは内乱の時とはっきり書いています。内乱を起こすのか誰でしょう？「こんな国の形はゴメンです」、「民主主義と平和をかちとりましょう」。そのように主張する人々です。かつて東京に戒厳令がしかれた2・26事件では昭和天皇が白い馬に乗って出てきましたが、現代であれば、とてつもないスピードで走り回る戦車や装甲車などが、みなさんを蹴散らすことになるのでしょうか。

大急ぎで一部分だけを見てきましたが、改憲案の全体は次のようなものになっています。第1に天皇中心の復古主義の国にする、第2にアメリカと共同戦争ができる国にする、第3に国民が自己責任、家族責任で生きる国にする、第4に、経済運営は大企業中心の「活力ある経済活動」(前文)でいく、そして第5に、権力への批判を許さぬ国にする。これが自民党の改憲案です。

読み知らせれば怒りよぶ「改憲案」

公表されて3年半もたつのに、なぜ日本国民はもっと怒らないのでしょうか？理由は簡単です。「私は憲法が大事だと思い、平和を望んでいます」という人が、これをちゃんと読んでいないからです。だから深刻な危機感を持ち得ていない。そんなにひどいものなら、誰かが「読め」と言ってくるに違いないという、指示待ち姿勢の人が少なくなのです。それではダメです。私たちの運動は、はたして各自一人一人が自分でものを考えて動くということになっているのか、そこを改めて考え直す必要があるように思います。